

人権問題委員会規程

教授会

平成10年12月1日制定

(目的)

第1条 人権問題委員会（以下、委員会という）は、愛知東邦大学（以下、本学という）におけるすべての学生・教職員が対等な個人として尊重され、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントおよび、その他ありとあらゆる人権侵害のない、公正で安全な環境において、学習・研究・教育・就労できる機会と権利を保障するキャンパスづくりを目的とする。

(設置)

第2条 本学における人権問題関係の活動をおこなうために、愛知東邦大学人権侵害ガイドラインおよび学務組織運営規程第13条にもとづき、委員会を置く。

(任務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項をその任務とする。

- (1) 人権侵害問題の対応にかかる学長からの諮問に対する答申
- (2) 人権侵害の防止にかかる学習・討論、研修、広報など人権侵害に対する理解を深めるための機会と情報の提供
- (3) 人権侵害をおこなった者に対する研修・教育プログラムの研究・開発、実施
- (4) 人権侵害被害者の救済措置の実施
- (5) 人権問題相談窓口相談員に対する研修・トレーニングの実施
- (6) その他人権擁護のために必要な事項

(組織)

第4条 委員会は以下の各号に該当する委員の若干名をもって組織し、学長が指名する。委員は必ず男性・女性で構成されなければならない。

- (1) 教員
- (2) 職員
- (3) 生活支援委員会委員

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 委員会には委員長を置く。

- (1) 委員長は学長が指名する。

(2) 委員長の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 委員長は学長から諮問があった時には、ただちに委員会を招集し、その議長となる。

5 委員長は、必要がある場合は、委員の承認を得たうえで、委員以外の者の出席を求めることができる。

6 委員、学長および委員会に出席した者（ただし申立人、被申立人は除く）は、その任期中および退任後、本規程第3条の任務により知り得た情報を他に漏らしてはならない。

附則

1 この規程は、平成10年12月1日より施行する。

2 この規程は、改正により平成13年7月12日より施行する。

3 この規程は、改正により平成20年4月16日から施行する。

4 この規程は、改正（第1条、第2条、第3条、第4条）により、平成21年4月8日から施行する。